



発行 東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：（環境局多摩環境事務所環境改善課）…一

公告

○特定非営利活動法人の認定
…（生活文化局都民生活部管理法人課）…二

○開発行為に関する工事完了
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三

正誤

○平成二十八年四月十八日付目次…三

告示

●東京都告示第九百五十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第八百一十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十一日

東京都知事 舛添 要一

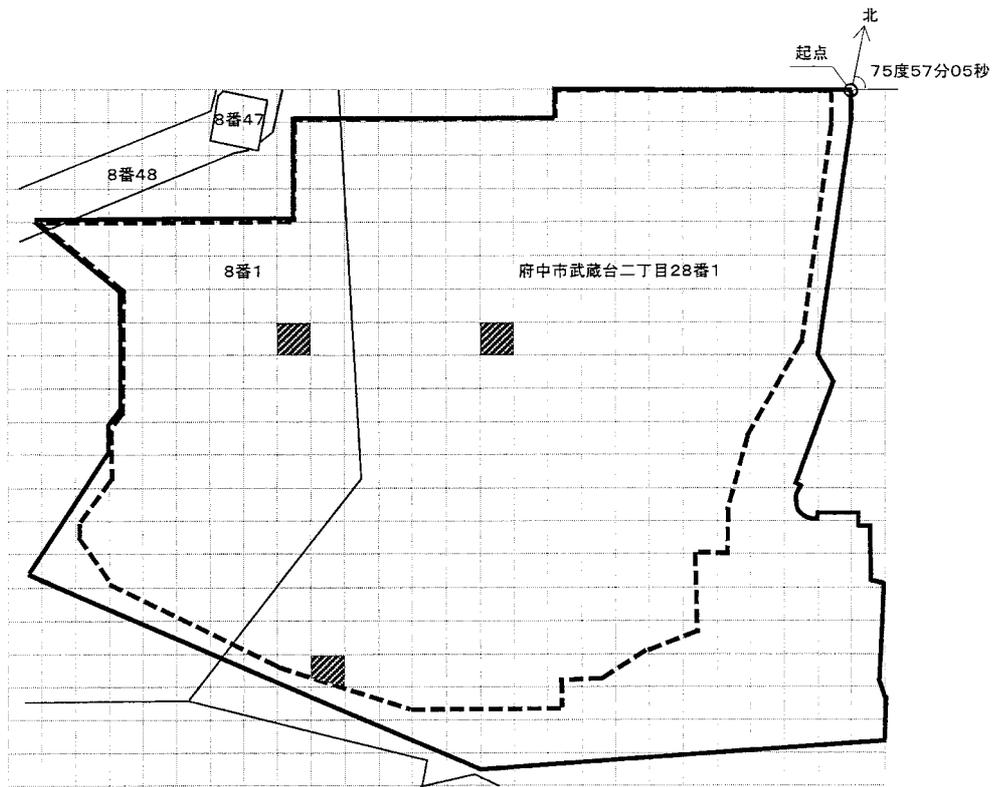
一 指定を解除する区域 別図のとおり（府中市武蔵台二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 凡例
- : 単位区画
 - : 筆境界
 - - - - : 調査対象地
 - : 敷地境界
 - ▨ : 指定を解除する区域

■起点
 起点は、府中市武蔵台二丁目28番1の北緯35度41分31.4486秒、東経139度27分54.1196秒とする。

■格子の回転角度（75度57分05秒）
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年五月十一日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 名称
特定非営利活動法人 Ohana
- 二 代表者の氏名
春口 明朗
- 三 主たる事務所の所在地
東京都国分寺市戸倉二丁目二番四号 第三元町荘一〇五号
- 四 認定の有効期間
平成二十八年四月十八日から平成三十三年四月十七日まで
- 一 名称
特定非営利活動法人 A D R A J a p a n
- 二 代表者の氏名
稲田 豊
- 三 主たる事務所の所在地
東京都渋谷区神宮前一丁目十一番一号
- 四 従たる事務所の所在地

五 認定の有効期間
神奈川県横浜市旭区上川井町八百四十六番地

平成二十八年四月十八日から平成三十三年四月十七日
まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成二十八年五月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

西東京市下保谷五丁目七百六
十九番一及び七百七十番一
小平市鈴木町一丁目四百七
十二番地四十

誠賀建設株式会社

代表取締役 加賀美 誠

西東京市北町四丁目千十五番
三十二、同番三十三及び同番
三十四の各一部
新宿区西新宿二丁目六番一
号

株式会社タカラレーベン
代表取締役 島田 和一

正 誤

○平成二十八年四月十八日付目次

ページ一段一行一 誤 一 正

一 上 後から 一
仮特定非営利活 仮認定特定非営
動法人の仮認定 利活動法人の仮
認定の失効 認定の失効

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001